

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）	1
○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）※平成二十九年法律第六十二号による改正後のもの（平成三十年十月一日施行）	4
○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）	16
○ 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）※平成二十九年政令第二百八号による改正後のもの（平成三十年四月一日施行）	22
○ 農業機械化促進法を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十九年政令第二百八号）（抄）	25
○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	26

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）

内閣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項、第十条第三項第一号、第十四条及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物）

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる物とする。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害液体物質等であつて、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に規定する廃棄物であつて、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるもの又は輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの

（条約以外の協定等に基づき規制を行うことが必要な物）

第二条 法第二条第一項第二号の政令で定める物は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物として環境省令で定める物とする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施の確保に係る法律の規定）

第三条 法第十条第三項第一号の政令で定める法律は、別表第一の二の項から四の項までの中欄に掲げる法律とし、同号の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

（特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施の確保に係る法律の規定）

第四条 法第十四条第一項の政令で定める法律は、別表第二の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

（特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施の確保に係る法律の規定）

第五条 法第十四条第二項の政令で定める法律は、別表第三の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

（手数料）

第六条 法第十七条の規定により別表第四の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

別表第一（第三条関係）

一	法律	規定
二	法律	規定
三	法律	規定
四	法律	規定

別表第二（第四条関係）

一	法律	規定
二	法律	規定
三	法律	規定
四	法律	規定
五	法律	規定

別表第三（第五条関係）

	法律	規定
一	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）
二	毒物及び劇物取締法	第十五条の三
三	高圧ガス保安法	第三十九条
四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

別表第四（第六条関係）

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千元	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百元	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百元

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）※平成二十九年法律第六十二号による改正後のもの（平成三十年十月一日施行）

（目的）

第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）等の確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。）

イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであつて、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

二 条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

2 この法律において「移動書類」とは、条約附属書ⅤBに掲げる事項を記載した条約第四条7(c)の移動書類及びこれに類する書類であつて条約以外の協定等に規定するものをいう。

3 環境大臣は、第一項第一号イ、ニ及びホの環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(基本的事項の公表)

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び条約以外の協定等(以下「条約等」という。)の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的事項

二 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的事項

三 特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項

(輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁その他の環境汚染(以下単に「環境汚染」という。)を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があったときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境省令で定める環境汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により環境汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

(輸出移動書類の交付等)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類(以下「輸出移動書類」という。)を交付しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

(輸出特定有害廃棄物等の運搬)

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。)の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十七条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。

二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(輸入の承認)

第八条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。ただし、第十四条第一項の認定を受けた者が、第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る条約附属書IV Bに掲げる処分作業(以下「再生利用等」という。)を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、この限りでない。

2 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

(輸入移動書類の交付等)

第九条 経済産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容(同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあつては、その条件を付したものと一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書(以下「輸入移動書類」という。)を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者(以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。)が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

3 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。

(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分)

第十条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等(以下「輸入特定有害廃棄物等」という。)の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。

二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十七条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う場合において

、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、その旨を環境大臣に通知するものとする。

(輸入特定有害廃棄物等の譲渡等)

第十一条 輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類とともにしなければならない。

(輸入移動書類に係る届出)

第十二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。

二 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき。

三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。

2 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物(第十七条第二項において単に「廃棄物」という。)に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

(通知)

第十三条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方

二 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

(再生利用等目的輸入事業者の認定)

第十四条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。

- 二 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。
 - 三 当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。
 - 2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
 - 二 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項
 - 三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法
 - 3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - 4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 5 第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
 - 6 第三項の規定は、第四項の認定の更新及び前項の認定について準用する。この場合において、第三項中「同項各号」とあるのは、「第一項各号」と読み替えるものとする。
 - 7 第一項の認定を受けた者は、第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。
 - 8 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は第五項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。
 - 9 前各項に規定するもののほか、第一項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。
(再生利用等事業者の認定)
- 第十五条 特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。
- 一 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する

者であること。

二 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二 再生利用等を行おうとする施設

三 再生利用等を行おうとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第六項中「第三項の」とあるのは「次条第三項の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、第一項及び前項の規定により準用する前条第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入移動書類に関する規定の準用)

第十六条 前条第一項の認定を受けた者による同項の認定に係る再生利用等に使用する目的で、第十四条第一項の認定を受けた者が特定有害廃棄物等を輸入する場合には、第九条第二項前段及び第三項並びに第十条から第十三条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第二項前段	
前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者	特定有害廃棄物等を輸入した第十四条第一項の認定を受けた者
輸入移動書類とともに	当該特定有害廃棄物等に係る移動書類とともに

第十二条第二項、第十三	輸入移動書類に係る	輸入移動書類	当該輸入移動書類	輸入移動書類の交付を受けた者等	第十二条第一項	輸入移動書類	当該輸入移動書類	輸入移動書類の交付を受けた者等	第十二条第五項、第十一条及び第十二条の見出し	輸入移動書類	当該輸入移動書類	輸入移動書類の交付を受けた者等	第十条第二項及び第三項	輸入移動書類	当該輸入移動書類	輸入移動書類の交付を受けた者等	第十条第一項	前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された	当該輸入移動書類	失った輸入移動書類	当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく	前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、	失った輸入移動書類	当該輸入移動書類の再交付を受けた場合	輸入移動書類の交付を受けた者等	第九条第三項	当該輸入移動書類	再生利用等目的輸入事業者等	再生利用等目的輸入事業者等	再生利用等目的輸入事業者等	前項後段の場合において汚損し、若しくは失った移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき、又は	失った移動書類	遅滞なく	第十四条第一項の認定を受けた者により輸入された	当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動書類	移動書類	再生利用等目的輸入事業者等	当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類	移動書類	再生利用等目的輸入事業者等	当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類	移動書類に係る	移動書類	移動書類	再生利用等目的輸入事業者等	当該移動書類

(措置命令)

第十七条 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等(当該特定有害廃棄物等を排出した者を行い、その者が明らかでない場合にあつては、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。)であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等(廃棄物に該当するものを除く。以下この項、次条第二項及び第十九条第二項において同じ。)の輸入、運搬又は処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な処分その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(報告徴収)

第十八条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第十九条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定

有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第二十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者
- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者
- 五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者
- 六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
- 七 第十四条第五項の認定を受けようとする者
- 八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
- 九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者
- 十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

(審査請求の手續における意見の聴取)

第二十一条 第十七条の規定による命令についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない

い。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(経過措置)

第二十二条 法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、条約附属書Ⅰ若しくは条約附属書Ⅱに掲げる物、条約附属書Ⅲに掲げる特性又は処分が条約の定める手続により変更された場合の経過措置その他の条約等の実施に伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定(罰則に関する経過措置を含む。)を設けることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。

(罰則)

第二十四条 第十七条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第三項前段又は第九条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条の規定に違反した者

三 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出移動書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する事項若しくは第十条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者

四 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十九条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者

- 二 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者
- 第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日)平成五年二月一六日)

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「該当するもの」の下に「（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。）」を加え、同号イ中「であつて」を「のうち」に改め、「もの」の下に「であつて、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの」を加え、同号に次のように加える。

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

第二条第一項第二号中「条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）を「条約以外の協定等」に改め、「（これに伴う保管を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「第一項第一号イ、ニ及びホ」に改める。

第四条第三項中「について」の下に「環境省令で定める」を加える。

第六条第三項ただし書中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十四条第一項の認定を受けた者が、第十五条第一項の認定に係る条約附属書IV Bに掲げる処分作業（以下「再生利用等」という。）を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物を輸入しようとする場合は、この限りでない。

第十条第三項第二号及び第十二条第二項中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする。

第二十二号第四号中「第十五条」を「第十八条」に改め、同条第五号中「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二号とする。

第十八条第一項中「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条に次の五号を加える。

六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

七 第十四条第五項の認定を受けようとする者

八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者

十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

第十七条を第二十条とする。

第十六条第二項中「又は輸入された」を「輸入された」に改め、「行う者」の下に「又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者」を加え、同条を第十九条とする。

第十五条第二項中「又は輸入された」を「輸入された」に改め、「行う者」の下に「又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者」を加え、同条を第十八条とする。

第十四条第二項中「第十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(再生利用等目的輸入事業者の認定)

第十四条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。

二 当該輸入を行うおととする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

三 当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項

三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするも

のとす。

4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

6 第三項の規定は、第四項の認定の更新及び前項の認定について準用する。この場合において、第三項中「同項各号」とあるのは、「第一項各号」と読み替えるものとする。

7 第一項の認定を受けた者は、第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

8 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は第五項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

9 前各項に規定するもののほか、第一項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。
(再生利用等事業者の認定)

第十五条 特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

二 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二 再生利用等を行おうとする施設

三 再生利用等を行おうとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするも

のとす。

4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第六項中「第三項の」とあるのは「次条第三項の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、第一項及び前項の規定により準用する前条第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入移動書類に関する規定の準用)

第十六条 前条第一項の認定を受けた者による同項の認定に係る再生利用等に使用する目的で、第十四条第一項の認定を受けた者が特定有害廃棄物等を輸入する場合には、第九条第二項前段及び第三項並びに第十条から第十三条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第二項前段	
前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者	特定有害廃棄物等を輸入した第十四条第一項の認定を受けた者
輸入移動書類とともに	当該特定有害廃棄物等に係る移動書類とともに
当該輸入移動書類	当該移動書類
輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
輸入移動書類の交付を受けた者	再生利用等目的輸入事業者等
前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、	前項前段の場合において汚損し、若しくは失った移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき、又は
失った輸入移動書類	失った移動書類

				当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく
第十条第一項	前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された 当該輸入移動書類			第十四条第一項の認定を受けた者により輸入された 当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動書類
第十条第二項及び第三項	輸入移動書類			移動書類
第十条第四項	輸入移動書類の交付を受けた者等			再生利用等目的輸入事業者等
第十条第五項、第十一条及び第十二条の見出し	輸入移動書類			当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類
第十二条第一項	輸入移動書類の交付を受けた者等			再生利用等目的輸入事業者等
	当該輸入移動書類			当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類
	輸入移動書類に係る			移動書類に係る
第十二条第二項、第十三条、第二十五条第三号及び第二十六条第一号	輸入移動書類			移動書類

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(特定有害廃棄物等の輸出の承認の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にされているこの法律による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（次条において「旧法」と

いう。) 第四条第一項の規定による承認の申請は、この法律による改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という。) 第四条第一項の規定による承認の申請とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸入に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に輸入された旧法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下この条及び次条において「旧特定有害廃棄物等」という。) 又はこの法律の施行前に旧法第八条第一項の承認を受けた者が輸入しようとする当該承認に係る旧特定有害廃棄物等のうち、新法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下この条及び次条において「新特定有害廃棄物等」という。) に該当しないものについては、新特定有害廃棄物等とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸出に関する経過措置)

第四条 新法第十七条第一項、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定は、新特定有害廃棄物等のうち、旧特定有害廃棄物等に該当しないものであつて、この法律の施行前に輸出されたものについては、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）※平成二十九年政令第二百八号による改正後のもの（平成三十年四月一日施行）

（事件記録）

第十五条 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 審査請求録取書
 - 二 法第二十九条第四項各号に掲げる書面
 - 三 反論書
 - 四 意見書
 - 五 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条第一項の検証、法第三十六条の規定による質問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取の記録
 - 六 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
 - 七 法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件
- 2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。
- 一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十六条第一項
 - 二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十四条第二項（同法第三十三条の五第四項において準用する場合を含む。）
 - 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第五十五条第一項
 - 四 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第四十八条第一項
 - 五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百五十六条第一項
 - 六 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十六条（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十八条、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三十条第三項及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第三十五条において準用する場合を含む。）
 - 七 採石法第三十四条の五第一項
 - 八 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条第一項

- 九 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十五条第三項
- 十 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二十条第一項
- 十一 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十九条の二第一項
- 十二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十三条第一項
- 十三 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十条第一項（同法第十一条において読み替えて準用する場合を含む。）
- 十四 商工会議所法（昭和二十八年法律第四十三号）第八十三条第一項
- 十五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四十五号）第三十条第一項
- 十六 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四十九号）第六条第一項
- 十七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十条第一項第八十四条第一項
- 十八 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第三十一条第一項
- 十九 工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）第二十七条第一項
- 二十 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二十六条第一項
- 二十一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）第二十条第一項
- 二十二 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十九条第一項
- 二十三 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第四十四条第一項
- 二十四 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第五十一条第一項
- 二十五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第一百条第一項
- 二十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第九十二条第一項
- 二十七 砂利採取法第三十九条第一項
- 二十八 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三十一条第一項
- 二十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十条第一項
- 三十 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五十号）第三十八条第一項
- 三十一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十条第一項
- 三十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第五十一条第一項
- 三十三 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十二条第一項

- 三十四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚などの南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第四十六条第一項
- 三十五 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第三十八条第一項
- 三十六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十一条第一項
- 三十七 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二十八条第一項
- 三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十八条第一項
- 三十九 計量法（平成四年法律第五十一号）第六十六条第一項
- 四十 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八十八号）第二十一条第一項
- 四十一 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十条第一項
- 3 法第四十二条第二項の規定による事件記録（審査請求書、弁明書、反論書及び意見書に限る。）の提出は、審査請求書、弁明書、反論書又は意見書の正本によってする。
- 4 第四条第四項、第六条第二項又は第七条第二項に規定する場合において、当該審査請求、当該弁明、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、それぞれ審査請求書、弁明書、反論書又は意見書の正本とみなして、前項の規定を適用する。

○農業機械化促進法を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十九年政令第二百八号）（抄）

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第五条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げる。

○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

（審理手続の終結）

第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたとき、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。